

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月30日
【会社名】	株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ (旧会社名 東海観光株式会社)
【英訳名】	AGORA Hospitality Group Co., Ltd. (旧英訳名 TOKAI KANKO CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 佐藤 暢樹
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門五丁目2番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都千代田区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年3月30日に提出いたしました第73期（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価手続の結果、代表取締役社長ホーン・チョン・タ及び財務経理管掌取締役宍戸佐太郎は、平成22年12月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、平成22年12月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、平成19年7月にマレーシアで霊園事業の経営権を有するビューティースプリングインターナショナル社（現・連結子会社。以下、B S I社といたします）の株式を取得した際、B S I社の株式価値が適切に評価されなかった可能性について疑義が生じたことを受け、当社と利害関係のない外部専門家を含む社内調査委員会（委員長：渋谷卓司弁護士（西村あさひ法律事務所））を設置し関連する事実関係の調査を進め、平成27年3月20日付で社内調査委員会より調査報告書を受領いたしました。この調査の結果、不適切な価値評価および不適切な会計処理、関係者取引としての不適切な手続、不適切な開示事項について指摘がなされ、重要な欠陥があることが判明しました。

具体的には、当社は、本件霊園事業の70%持分を所有するB S I社の全株式を平成19年7月に、本件霊園事業の残り30%持分を平成21年8月にそれぞれ取得しておりますが、B S I社株式の取得時およびそれ以降の株式評価に係る事実関係について調査した結果、今回新たに入手した鑑定書に基づく事実等により、平成19年7月の、本件霊園事業に関する70%持分取得当時の計上額124億円が適切な事業評価と認められないこと、および当時採用された会計処理が適切な処理と認められないことから、過年度の会計処理の修正をする必要があることが確認されました。これに伴い、当社は本報告書の内容を踏まえ平成19年12月期以降の決算を訂正し、平成19年12月期以降の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本件において、長期的な会計処理の訂正を要する事態を生じさせたB S I社株式取得当時の原因は以下のとおりと認識しております。

上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さおよび知識不足

取締役および取締役会並びに監査役の機能不全

会計処理に関する役職員のリテラシーないしスキル不足

監査法人への情報開示およびコミュニケーション不足

以上のことから、当社は全社的な観点で評価する決算・財務プロセス統制について重要な欠陥があったため、長期的な会計処理の訂正を要する事態を生じさせる結果となったものと認識しております。

当社は、調査報告書の指摘事項を真摯に受け止め、社内調査委員会からの提言に沿って、以下の再発防止に向けた改善措置を取る所存です。

（1）役員体制の刷新

ア．取締役および監査役の交代

当社は上場会社であるにも関わらずこのような問題を起こした責任を厳粛に受け止め、本件に係る経営責任を明確にするため、以下の役員について平成27年3月31日開催の当社第77回定時株主総会において再任せず、同総会の継続会が終結する平成27年6月16日付で退任させることといたしました。

取締役会長 デビッド・チュウ

取締役 クレイグ・ウイリアムズ

監査役 ホー・ウィン・イ、マグダレーヌ

イ．代表取締役の交代

本件に関し今後必要とされる改善措置を迅速かつ確実に実行するため、上記定時株主総会継続会終了後の取締役会において、現・代表取締役社長のホーン・チョン・タから新任取締役のステイブン・リム・キム・リンへ、代表権を委譲する予定です。活動拠点を香港に置くホーン・チョン・タと異なり、今後ステイブン・リム・キム・リンは日本国内を拠点にグループ全般を統括します。

(2) 内部監査室の設置

専従の内部監査担当を置く内部監査室を新設し、計画的かつ効率的な業務監査を実施し、事後的な検証機能を強化いたします。

(3) 海外事業担当社員の常設

使用言語の違い等で海外事業に関するコミュニケーション・情報共有が不完全にならないよう、海外事業専従の担当社員を配置し、海外事業の継続的モニタリングを行います。

(4) 財務・経理部門の質的・量的拡充

現在、グループ各社において地理的・機能的に分散処理している財務・経理部門については、レポートラインを整理し、再編統合を含む組織改正を実施するとともに、会計処理に関わる業務プロセスを横断的に見直します。具体的には、現在、当社グループホテルの会計経理業務を委託している株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ(現・連結子会社)の経理センターについて、レポートラインを当社宿泊事業部門から当社管理本部に変更し、グループ全体を一体とした組織・人事運用を行います。

(5) 役職員への職業的専門教育の実施

上記(4)に関連し、財務・経理部門に従事する役職員については、その職責に応じた外部研修の計画的な受講を実施します。具体的には、会計・税務・法務の専門家による各種外部講習やeラーニングを受講させるなど年間の研修計画を策定し、実行いたします。取締役・監査役については、コーポレートガバナンスコードに則りトレーニングの方針を定め、実施いたします。

(6) 外部専門家の活用

取締役会において非定型・非定例の判断を行う場合には、財務報告や会計処理に影響を与える重要性・複雑性等を勘案し、必要に応じて会計アドバイザーを活用し適切な会計処理を行います。また、税務面や法務面など、諸規則の改正が日常的に行われる専門分野に関しては、従来以上に、外部専門家との意見交換の場をより多く持つなどして、コーポレートガバナンスの充実・強化を図ります。

(7) 監査法人との健全かつ良好な関係の構築

四半期毎に、監査法人並びに代表取締役および取締役CFO他との間で決算に係る意見交換会を定例的に実施し、コミュニケーション不足等を原因とする財務報告に影響を与えるような重大な認識の齟齬が生じないよういたします。

なお、上記の重要な欠陥に起因する必要な修正は、社内調査の結果特定され、全て財務諸表に反映しております。